

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南房総市

2 構造改革特別区域の名称

たかべのふるさとどぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

南房総市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢・自然条件

本市は、房総半島の南端に位置し、北側には県下最高峰の愛宕山をはじめ、富山等300m以上の山が連なっており、西側には東京湾、東側及び南側には太平洋と三方を海に囲まれ、その海岸線は、南房総国定公園に指定されている。

また、首都東京から100km圏に位置し、時間距離2時間程度、県庁所在地の千葉市までは70分程度の時間距離にある。平成9年に開通した東京湾アクアライン、平成16年に開通した一般国道127号富津館山道路に続き、平成19年に館山自動車道が開通し、都心からの交通アクセスは飛躍的に向上したため、時間距離の短縮は、半島性を解消しつつある。

気候は、沖合を流れる暖流の影響により冬は暖かく夏は涼しい海洋性の気候で、一部無霜地域もある。

南房総市の総面積（平成18年土地に関する概要調書より）

| | | | |
|-----|-----|---------|--------------------------|
| 総面積 | ・・・ | 230.220 | km ² |
| 田 | ・・・ | 30.468 | km ² （13.23%） |
| 畑 | ・・・ | 20.280 | km ² （8.81%） |
| 宅地 | ・・・ | 10.615 | km ² （4.61%） |
| 池沼 | ・・・ | 0.074 | km ² （0.03%） |
| 山林 | ・・・ | 70.056 | km ² （30.43%） |
| 牧場 | ・・・ | 1.803 | km ² （0.78%） |
| 原野 | ・・・ | 14.382 | km ² （6.25%） |
| 雑種地 | ・・・ | 3.516 | km ² （1.53%） |
| その他 | ・・・ | 79.026 | km ² （34.33%） |

※ その他とは、河川、墓地、水道用地、保安林、国有地など

(2) 人口

本市の国勢調査における人口は、昭和35年の66,484人をピークに減少を続け、平成24年には42,450人まで減少している。

過疎地域の指定は、昭和45年に三芳村（昭和55年まで）、昭和55年に丸山町・和田町、平成9年に白浜町、平成12年に富浦町・千倉町がそれぞれ指定を受け、これまでに地域の活性化や定住人口の安定を図るために、豊かな自然環境を生かしながら、生産基盤の整備、災害のない安全なまちづくり、交通通信体系の整備、生活環境施設の整備、教育文化施設や福祉施設の整備を行うとともに、観光レクリエーション施設等の整備による地域間交流の促進など地域活性化に努めてきた。

(3) 産業

産業別就業者の推移は昭和35年と平成17年を比較してみると、第1次産業については、昭和35年には69.9%と非常に高い割合を示していたが、平成17年には25.0%と大幅な減少を示している。

このことから、本市においても若年者層の農業・漁業離れが進んでおり、本市の基幹産業である農業・漁業の後継者の育成、就業環境の整備が急務な課題となっている。

一方、第2次産業はほぼ横ばい傾向にあり、第3次産業については、昭和35年の21.9%から平成17年には57.5%と大幅な増加を示しており、この傾向は、国内経済の進行と平行して今後も続くものと予想される。

(4) 課題

農業・漁業を中心に発展してきた本市は、首都圏から近いという地理的条件のもと、地域の特色ある資源を活かした観光業も発展してきた。

しかしながら、産業構造の転換や余暇ニーズの変化による農業・漁業・観光業の低迷、若年層の地域外流出等による人口の減少、少子高齢化の進行などの地域課題が顕在化し、今までの方策のままでは地域経営が立ち行かなくなってくる。

現在、本市の第3次産業を代表するのが観光業であり、豊富な観光資源を活用し、観光協会や道の駅などを中心として、観光情報の発信や都市住民との交流を促進しているが、近年の旅行スタイルの多様化や道路網整備等により宿泊客数が減少、合わせて宿泊業数も減少している。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

本市には、日本で唯一料理の祖神を祀る高家（たかべ）神社が鎮座し、料理関係者や味噌・醤油などの醸造業者の信仰を集め、全国から多くの方が参拝に訪れている。

地元の旅館・民宿などの宿泊業経営者で組織されている「たかべ庖丁会」では、年に数回、平安時代から宮中行事の一つとして行われてきた「庖丁儀式」を高家神社境内等で奉納している。

加えて、『日本書紀』等で見られる料理を「古式料理」として再現。日本料理に欠かせない醤油が生まれる前の料理だといわれ、味付けには塩と穀物を醸造して作られた「ヒシオ」を用い、米の代わりに稲の原種といわれる古代米が使われる。

特区制度を活用することで、この古式料理と古来からの濁酒をセットにして提供することができ、日本で唯一の料理の神を祀るという本市が持つオンリーワンの価値を高められる。

（２） 新たな観光モデルの構築

本市は、多くの自然に恵まれ、古くから保養地、海浜リゾート地として知られてきたが、交通の便が悪く「近くて遠い地域」というイメージがあった。

しかし、平成９年度の東京湾アクアライン開通、東関東自動車道館山道（館山自動車道）の全線開通などにより交通の利便性が高まり、一時は観光客が増加したが、足早に南房総を訪れ、当市を駆け抜けていく「日帰り観光」となり、宿泊を伴う観光客が減少してしまった。このような現状を打開するべく新たな観光振興の方策が模索されている。

また、都市住民が求めるものは、即ち都心では得られないもの、得にくいものであり、その一つとして「安全・安心」な食物がある。食の安全性に対して意識が高まっている中で、生産者と直接顔を合わせることで食物を得ることは何よりも信頼できる手段であるといえる。

そこで、一時の自家用車利用ばかりの旅行のスタイルだけではなく、市民農園や花摘みといったような自然体験や、温かいおもてなしの心で観光客を迎える宿泊施設での会話に、安らぎを求め、加えて生産者の顔が見える「安心・安全」な地元農産物を使った料理と濁酒をいただく。

こういったアプローチを演出してゆくことにより、新たな「ゆったりすこやか」型観光モデルを構築する。濁酒はまさにこのモデルの活性剂的な役割が期待される。

６ 構造改革特別区域計画の目標

本市には、日本で唯一、料理の祖神を祀る高家神社が鎮座しており、民宿等

は神社に伝わる「古式料理」や豊かな地元産物を使った料理を宿泊客に提供するなど、伝統継承と観光客の呼び込みに努めてきた。しかしながら、近年の旅行スタイルの多様化や道路網整備等により宿泊客数が減少、合わせて宿泊業数も減少している。

そこで、民宿等も行う農家自らが生産した「安心・安全な」古代米等を原料とする濁酒と料理を共に提供し、歴史、安全性の面でも高付加価値化に努め、新たなブランドとして、交流人口の増加を図り、地域経済活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 交流人口の増加

現在、本市には、春の定番である花摘みだけではなく、四季を通して、いちごやみかん、びわなどのフルーツ狩り、海岸での地引網など各種交流メニューが用意され、これらを楽しむ多くの来訪者が訪れている。

これら昼のメニューに加えて、濁酒という互いに打ち解けて会話を楽しめる新たな夜の交流メニューを創出することにより、観光地としての魅力を向上させ、来訪者の滞在促進を推進し、産業の活性化や交流人口の拡大による地域発展が期待できる。

○旅館・民宿等の宿泊者数の増加

地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待される。

| | 平成23年実績 | 平成25年目標 | 平成27年目標 |
|----------------|------------|----------|----------|
| 民宿等の民営宿泊施設宿泊者数 | 75,910人(※) | 100,000人 | 130,000人 |

(※) 南房総市宿泊統計より

(2) 農業の活性化

近年、輸入農林水産物の増加や国内外の産地間競争の激化、担い手の高齢化と減少に加え、食品の偽装表示、無登録農薬の使用など、消費者の信頼を失う出来事が続発している。このような中で、消費者の食に対する安心・安全志向の高まりから、改めて「消費者と生産者の顔の見える関係」の構築が求められ、本市においても地産地消の取り組みを活発に行っている。

農家民宿等による自家製の濁酒製造により、「新鮮・安心・安全・高品質な農林水産物の提供、消費」、「原材料の安定的な栽培による一次産業従事者の所得向上」、「一次産業の活性化による遊休農地の解消」などの効果が期待される。

○新規起業

農家民宿等による自家製による濁酒製造は小規模ながらも新たな事業が期待できる。また、将来的には、農業体験を軸にした農家民宿等の新たな起業が期待される。

| | 平成22年実績 | 平成25年目標 | 平成27年目標 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 農家民宿数 | 10件(※) | 11件 | 12件 |
| 自家製による濁酒製造件数 | 0件 | 1件 | 3件 |

(※) 平成22年農林業センサスより

○農業者人口の増加

交流人口の増加により新たな農業の魅力発見に伴って、意欲と能力のある地域の担い手としての農業者の増加が期待できる。

| | 平成22年実績 | 平成25年目標 | 平成27年目標 |
|-------|---------|---------|---------|
| 新規就農者 | 6人 | 7人 | 10人 |

(※) 平成22年農林業センサスより

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1. 特定事業の名称

番号：707(708)

特定事業の名称：特定農業者による特定酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

南房総市の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、旅館や民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料に濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業及び観光従事者の活性化にもつながる。

加えて、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及すると考えられる。このような民間の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化に繋がるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考え

る。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。